

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分） の使途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。」とされております。

この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金の使途について、下記のとおり公表いたします。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,141,091 千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 10,719,906 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国支出金	府支出金	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	4,326,264	1,960,162	1,096,186	10	135,177	1,134,729
社会福祉	高齢者福祉事業	226,430	0	10,134	98,937	12,492	104,867
社会福祉	児童福祉事業	6,384,994	2,308,853	875,464	252,440	313,828	2,634,408
社会福祉	母子福祉事業	107,904	14,436	37,293	10	5,979	50,186
社会福祉	生活保護扶助事業	5,214,719	3,842,697	82,331	15,000	135,686	1,139,005
社会福祉	その他	339,514	0	42,070	1,767	31,474	264,203
社会保険	介護保険事業	1,774,660	82,497	41,248	0	175,733	1,475,182
社会保険	国民健康保険事業	1,270,346	139,339	495,173	0	67,682	568,152
社会保険	後期高齢者医療事業	1,713,264	0	260,093	0	154,684	1,298,487
社会保険	その他	170,903	1,282	7,085	2,021	17,086	143,429
保健衛生	親子すこやか事業	129,655	6,344	4,135	15	12,684	106,477
保健衛生	健康増進事業	46,466	0	12,794	50	3,579	30,043
保健衛生	がん検診事業	115,023	7	0	0	12,243	102,773
保健衛生	予防対策事業	333,841	6,650	1,529	0	34,665	290,997
保健衛生	診療所運営事業	89,432	0	0	49,663	4,233	35,536
保健衛生	その他	225,646	0	0	1,439	23,866	200,341
合計		22,469,061	8,362,267	2,965,535	421,352	1,141,091	9,578,815

（消費税法第1条第2項に規定する経費）

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費